

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 未 来 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 瀧 川 克 弘
(コード番号 7931 名証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 相 崎 有 平
(Tel. 0584 - 68 - 1200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 16 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引にかかる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 16 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 16 日（予定）

以 上

株券電子化に対応する定款の変更案

下線部は改正箇所

現状定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) <u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号の掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 (以下、条数を繰り上げる)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取扱わない。</u> <u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>